

富士見町児童手当条例廃止 賛成多数で可決！

6月定例会

6月定例会は、4日から15日の12日間の日程で開催されました。

今定例会では、平成21年度一般会計補正予算他6会計の専決議案、児童手当条例を廃止する条例他2条例、平成22年度一般会計補正予算等15議案を審議し、全議案を原案どおり可決承認しました。

審議の経過と結果

〈条例〉

- 富士見町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
地方税法の改正に伴い、平成22年10月からたばこ税引き上げの他、町税条例の関連部分を改正したものです。**(賛成多数で承認)**
- 平成21年度一般会計補正予算の専決処分について

予算総額から歳入歳出それぞれ3億5,314万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億2,334万6千円とするもので、年度末の事業確定による補正が主な内容です。**(全員一致で承認)**

- 平成21年度観光施設貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
当初、施設整備事業工事請負費に緊急時対

応分を含め、7,000万円を予算計上しましたが、大きな緊急工事がなく、その他の入札差金等を含めると未執行額が約1,900万円となります。「これを減額補正し、観光施設貸付基金からの繰り入れを減額したものであります。**(賛成多数で承認)**

○平成22年度一般会計補正予算（第1号）

予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,564万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億7,564万7千円とするものです。

- 富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
平成22年度の国民健康保険料率の改正が主な内容です。医療費分と支援金分、介護分を合わせて、一世帯当たり前年度比で月額7,61円（年9,127円）の引き上げとなります。被保険者への負担をためる限り少なくし、且つ国保会計の健全性を保つことを第一に算定したとの説明です。**(賛成多数で可決)**